

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
<p>通 知 書</p> <p>殿</p> <p>年 月 日付け からの</p> <p>に対する審査請求について，出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき，審査請求人が申述書を提出すべき期間を</p> <p>年 月 日 まで</p> <p>と定めたので，通知します。</p> <p>なお，上記の期間内に申述書が提出されない場合，出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第2項第1号の規定により，審理手続を終結させることがあります。</p> <p>難 民 審 査 参 与 員</p>	

(注) 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。